

企画競争実施の公示

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

平成23年6月10日

分任支出負担行為担当官

関東地方整備局首都国道事務所長 杉崎 光義

1. 業務概要

(1) 業務名

H23単価契約首都国道不動産鑑定評価等業務（その3・4）

(2) 業務内容

首都国道事務所が用地買収等のために必要となる(4)に掲げる評価対象地域内の標準地等の鑑定評価及び鑑定評価書（意見書等を含む）の作成並びにこれらに付随する諸業務。

本業務の履行に当たっては、「不動産鑑定評価基準」、「土地評価事務処理要領」及び「不動産鑑定評価業務仕様書（案）」その他鑑定評価業務に関わる各種規定等を遵守するものとする。

(3) 履行期限 平成24年3月31日

(4) 評価対象地域

1. (1)に掲げる業務で依頼する評価対象地域は、次に掲げる地域区分とする。
東京都葛飾区内（郊外路線商業地域）

2. 企画競争参加資格要件

参加資格を有する者は、次に掲げる要件を満たしている者とする。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成22・23・24年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等（調査・研究）」の関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- (3) 企画提案書等の受領期限の日から見積の時点までの期間に、関東地方整備局長から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第22条の規定に基づく登録を受けている不動産鑑定業者であること。
- (5) 不動産鑑定評価書を作成する不動産鑑定士は、不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第40条に規定する懲戒処分の期間中でないこと。
- (6) 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第41条の規定に該当する期間中でないこと。
- (7) 不動産鑑定評価業務について、平成13年度以降公示日までに完了した業務（再

- 委託による業務の実績は含まない)において1件以上の実績を有すること。
- (8) 関東地方整備局管内に本店、支店・営業所等があること。
- (9) 道路関係業務の執行のあり方改革本部最終報告書(平成20年4月17日付)Ⅰ.《改革の方針について》(3) 1. ③に掲げる法人でないこと。

3. 特定するための評価基準

- (1) 地価公示標準地の評価等に関する実績(東京都葛飾区内)
- (2) 地価調査基準地の評価等に関する実績(東京都葛飾区内)
- (3) 鑑定評価実績(東京都葛飾区内)
公共用地取得に係る鑑定評価実績、一般鑑定評価実績 等
- (4) 業務実施方針
評価対象地域の地域動向、鑑定評価額を求めるために用いる鑑定手法等、鑑定評価業務の迅速かつ確実な実施 等

4. 手続等

(1) 担当部局

〒271-0072 千葉県松戸市竹ヶ花86

国土交通省関東地方整備局 首都国道事務所 経理課 契約係

電話：047-362-4112

FAX：047-362-6190

電子メール：fujieda-t8310@ktr.mlit.go.jp

(2) 企画競争実施に係る説明書の交付期間、場所及び方法

企画競争実施に係る説明書(以下「説明書」という。)の交付を希望する者には、郵送(着払い・希望者の負担)又は、窓口で紙面での交付を行う。

ただし、電子データでの様式の交付を希望する場合は、予め(1)の担当まで事前連絡を行うこと。

電子データでの交付を希望する者には、記録媒体(CD-R等)を(1)に持参又は郵送(着払い・交付希望者の負担)することにより電子データを交付するので、上記(1)にその旨連絡すること。

① 郵送の場合：上記(1)に申し出ること。

② 窓口での交付：平成23年6月10日から平成23年6月27日までの土曜日、日曜日及び休日を除く毎日、8時30分から17時15分まで。

(3) 企画提案書の受領期限並びに提出場所及び方法

受領期限：平成23年6月28日(火) 17時15分

提出場所：上記(1)に同じ。

提出方法：持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)、若しくは電送又は電子メールによる。

(4) 企画提案書の特定については、学識経験者で構成される第三者委員会が提案書の審議を行い、その結果を聴取したうえで、提案書の特定を行う。

5. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 4(1)に同じ。
- (3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。
- (4) 企画競争実施委員会に提出された提案書は、当該提案者に無断で2次的な使用は行わない。
- (5) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った応募者に対して指名停止を行うことがある。
- (6) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。
- (7) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。
- (8) その他の詳細は説明書による。